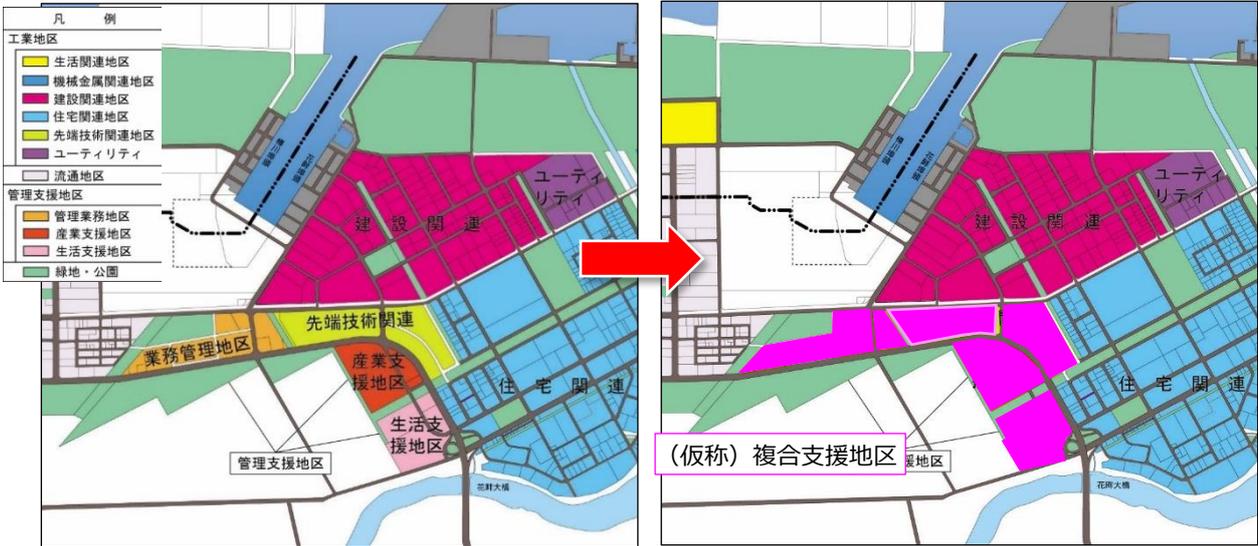


石狩湾新港地域土地利用計画の改訂案（都市計画変更の検討を要する部分を抜粋）

(1) 流通・工業・管理支援地区



2 各地区の配置と土地利用

これまでの工業地区、流通地区のほか、本改訂において新たに定めた複合支援地区の配置を基本として、より弾力的・複合的な土地利用を図るとともに、企業・就業者のための各種利便機能やプロジェクトを導入し、時代の要請に対応した魅力ある産業空間の形成を図るため、交流機能を含めた複合業種誘導に対応するゾーンを配置する。

なお、新たにゾーンを設定する地区については、運用上、既存地区と同様の取り扱いを行うものとする。

(1) 流通・工業・複合支援地区

ア (略)

イ (略)

ウ 複合支援地区の配置と土地利用

複合支援地区は、港湾、流通地区、工業地区との連携、周辺地域との交通利便等を勘案して、新港地域の中央部から東側に広がる国道337号沿いの地域に配置する。

産業基地に対する企業ニーズは、企業や就業者等の価値観の変化等を背景として、社会基盤施設の整備に加え、企業活動に必要な研究開発、情報通信、行政・金融サービス等の支援機能や就業者や地域住民のための生活関連サービス機能が重視される傾向にあり、また、近年では、商業を含む交流機能や地域全体の過ごし易さといった地域の魅力も企業誘致における有効なPR手段になっている。

このような地域の多様なニーズに応えるとともに、企業立地のインセンティブを高めるため、複合支援地区として立地誘導することとする。

特に、本地区は、一部でREゾーンも包含するため、従前からの機能に加え、再生可能エネルギー100%での操業を目指す企業や、デジタルトランスフォーメーションに自他共に取り組むデータセンター等の情報産業の集積など、多種多彩な企業群の立地を促進する。